

**豊中市立市民公益活動支援センター運営業務に係る
企画提案実施要領**

令和 7 年（2025 年） 7 月

豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課

1 実施目的

豊中市は平成 16 年（2004 年）、市民公益活動（＝ボランティア活動や NPO 活動、自治会等の地域団体が行う地域活動など、市民の自主的な社会貢献活動）を推進するために、市民公益活動推進条例を施行しました。市民公益活動を活発にすることにより、市民や事業者、行政が「協働とパートナーシップ」のもとでそれぞれの力を発揮し、より良い豊中のまちをつくっていくことをめざしています。

市では、市民活動情報サロンを平成 13 年（2001 年）7 月に、阪急豊中駅舎内（北改札口前）に設置し、市内の市民公益活動の推進を図ってきました。令和 5 年（2023 年）2 月、豊中市庄内コラボセンター「ショコラ」（庄内幸町）に、市民活動情報サロンの機能を移転し、市民公益活動を推進するための公の施設として、豊中市立市民公益活動支援センターを開設しました。

機能移転から 3 年が経過し、より一層、市民公益活動の拠点として活用されるよう、市民公益活動の経験や専門性、情報や人材のネットワーク等をもつ団体に対して、企画提案の募集を行います。

2 業務概要

（1）業務名称

豊中市立市民公益活動支援センター運営業務

（2）業務の内容

別紙『豊中市立市民公益活動支援センター運営業務仕様書』のとおり。

（3）委託業務期間

令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 11 年(2029 年)3 月 31 日まで

※上記の契約期間は業務の実施状況が良好であると認められる場合。

※令和 9 年度（2027 年度）以降については、予算の議決が前提となる。

（4）提案上限額

令和 8 年度(2026 年度)から令和 10 年度(2028 年度)は年額 24,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。※ただし、令和 9 年度(2027 年度)以降は、予算を変更することがある。

3 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- （1） 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2） 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3） 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）

に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項 の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

4 日程

- (1) 実施要領の公表 令和7年(2025年)7月14日(月)
※市ホームページに掲載する
- (2) 提案参加申込書及び質問書受付開始 令和7年(2025年)7月14日(月)から
- (3) 提案参加申込書及び質問書提出期限 令和7年(2025年)7月23日(水)17時(必着)
- (4) 質問書への回答 令和7年(2025年)7月29日(火)17時まで
- (5) 提案参加辞退届の提出期限 令和7年(2025年)7月29日(火)17時(必着)
- (6) 企画提案書等の提出受付開始 令和7年(2025年)8月1日(金)から
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和7年(2025年)8月29日(金)17時(必着)
- (8) 第一次審査(書類審査) 令和7年(2025年)9月中旬予定
※応募事業者が5者を超える場合のみ実施
- (9) 第二次審査(プレゼンテーション) 令和7年(2025年)10月上旬予定
※当日の時間・場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の合否とともに通知
- (10) 審査結果の通知予定日 令和7年(2025年)10月下旬予定
- (11) 契約の締結予定日 令和7年(2025年)11月下旬予定

5 参加申し込み手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

- (1) 提出書類
提案参加申込書(様式第1号)
- (2) 提出部数
正本1部を提出すること。
- (3) 内容
必要事項を記入し、押印すること。
- (4) 提出方法
「15 事務局(提出先)」へ持参(月～金曜日(祝祭日は除く)9時～17時)又は郵送、電子メールによる。郵送又は電子メールで提出する場合は、事務局に対し提出書類の到達について確認すること。
- (5) 提出期限
令和7年(2025年)7月23日(水)17時まで(必着)
※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。
- (6) 提出先
「15 事務局(提出先)」※P11を参照すること

6 質問の方法

本実施要領及び別紙「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務仕様書」の内容に不明な点がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。

(1) 様式

質問書(様式第2号)

(2) 内容

質問内容は、提出に必要な事項に限る。

(3) 提出方法

「15 事務局(提出先)」へ電子メールにて提出すること。なお、事務局まで電話連絡し、質問票の到達について確認すること。

電子メールの件名は、「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務プロポーザルにかかる質問」とする。

(4) 提出期限

令和7年(2025年)7月23日(水)17時(必着)

(5) 回答方法

令和7年(2025年)7月29日(火)17時までに、電子メールで全参加者あてに回答する。

7 企画提案書

参加者は、本実施要領及び別紙「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 内容

No	提出書類	内容・留意事項	様式
1	事業者の概要		様式第3号
2	企画提案書		様式第4号
3	統括責任者及び担当者 の業務実績調書	類似業務の実績、内容を記入すること。	様式第5号
4	入札参加停止措置等 状況調書		様式第6号
5	見積書	・本プロポーザルにおける提案の見積価格 令和8年度から令和10年度までに おける年間金額	様式第7号
6	参加辞退届		様式第8号

(2) 企画提案書の注意点

- ① 提出書類の規格はA4判片綴じとする。(横書き、両面で作成)
- ② 提案書の枚数制限はなしとする。
- ③ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

- ④ 表紙には以下の事項を記載すること。

【タイトル】「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務企画提案書」

【提案者名】〇〇〇〇

【提出年月日】令和 7 年(2025 年)〇月〇日

- ⑤ 企画提案書のページ下部中央にはページ番号を付すること。
- ⑥ イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、難解な用語の使用、表現は避け、わかりやすい記載に努めること。
- ⑦ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

8 豊中市立市民公益活動支援センターでの主な取組みの状況と課題

(1) 豊中市庄内コラボセンター「ショコラ」1 階での業務運営

【取組状況】

令和 5 年 2 月から庄内コラボセンター「ショコラ」で業務運営を開始。南部地域の市民活動団体や周辺住民にも市民公益活動支援センターが積極的に活用されている。「ショコラ」全体で行うフェスタやイベントにも積極的に参加している。

【課題】

継続的な市民公益活動の推進に向けて、より多くの市民がボランティア活動や市民公益活動に取り組む契機となる新たな取り組みが必要。また、施設が豊中市南部に位置していることから、市全域で市民公益活動支援センターのさらなる認知度向上が課題となっている。

(2) 市民公益活動の推進

【取組状況】

市民公益活動団体情報掲載団体（令和 6 年度末現在で約 160 団体）に対し、活動 PR を含む様々な支援をおこなった。

【課題】

市民公益活動団体が固定化し、新たな活動にチャレンジする団体が少ない。また、活動団体スタッフの高齢化が進み、持続可能な市民公益活動が危ぶまれる。このため、次世代を担う若者や学生への具体的な支援が課題となっている。

(3) 協働の推進

【取組状況】

行政と市民公益活動団体、事業者、地域団体等との連携・協働を目指す意見交換会や交流会を 4 回/年程度実施している。

【課題】

意見交換会や交流会の参加者を固定化させないため、広く意見交換会や交流会の参加者を募集する必要がある。

(4) 地域自治の推進に関する取組みについて

【取組状況】

小学校区単位で設立した地域自治組織が地域課題の解決や「にぎわいづくり」をめざし活動中。
※令和7年7月現在で10団体が活動している。

【課題】

テーマ型団体だけでなく自治会や地域自治組織等の地縁型団体も含めた団体間の連携、協働による地域課題への取組みの推進が課題。また、新たな地域自治組織の設立に向けた環境整備が必要。

9 事業内容に関する留意点

(1) 様式第4号の各項目に提案内容を記載する際に、特に次の事項について、より具体的な提案を盛り込むこと。

①情報の収集及び提供に関することにおける、市内の市民公益活動団体についての情報の収集及び提供の具体的方法。

※現行の豊中市立市民公益活動支援センターでは、市内の市民公益活動団体に関する情報を「市民公益活動団体情報」として収集し、市ホームページ等で公開している。

②SNSによる情報発信の具体的方法。

※発信のためのインターネット環境の整備は団体で実施すること。

③市民公益活動団体の活動のオンライン化に関するサポートの具体的方法。

④学生や若者世代の活動を支援する具体的方法。

⑤協働の推進に関する支援等の具体的方法（企業や事業者の行うCSRの支援に関する内容を含んで記載すること。）

⑥自治会や地域自治組織等の地縁型団体支援に関する具体的方法。

⑦その他、仕様書の3「業務内容」に関する事項。

(2) その他留意点

・相談対応や講座実施に関しては、オンラインの活用や現場へ出向くアウトリーチの手法も検討することにより、豊中市内全域を対象とする業務運営であることに留意して提案すること。

◆参考資料 ※市ホームページを参照すること

- ①豊中市市民公益活動推進施策実施状況報告書
- ②豊中市市民公益活動推進条例、同規
- ③豊中市協働事業市民提案制度実施要綱
- ④豊中市市民公益活動基金リーフレット等
- ⑤豊中市自治基本条例
- ⑥豊中市地域自治推進条例、同規則、地域自治パンフレット
- ⑦豊中市立市民公益活動支援センター条例

10 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

「15 事務局(提出先)」へ持参(月～金曜日(祝祭日は除く)9時～17時)又は郵送とする。
事務局に対し提出書類の到達について確認すること。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)8月29日(金)17時(必着)

※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

(3) 提出部数

- ① 事業者の概要(様式第3号)、企画提案書(様式第4号)、統括責任者及び担当者の業務実績調書(様式第5号):11部(正本1部、副本10部)
- ② その他の書類:正本1部
- ③ ①～②を格納した記録媒体(USBメモリー)

(4) 企画提案書等の提出における注意点

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出後の提出書類の訂正、追加、及び再提出も認めない。
- ② 提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③ 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
提出書類(物)はいかなる場合でも返却しない。

11 選定方法

(1) 審査方法

- ① 豊中市市民公益活動推進委員会に豊中市立市民公益活動支援センター受託団体選定部会を設置し、審査を行う。
- ② 応募事業者が5者を超えた場合のみ事前に第一次審査(書類審査)を行い、採点順位5位以内の事業者のみプレゼンテーション審査への参加ができるものとする。
- ③ 企画提案書及び企画提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ④ 第二次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。
- ⑤ 得点と同じ場合は、豊中市立市民公益活動支援センター受託団体選定部会合議のうえ審査結果を確定する。
- ⑥ 審査結果についての異議は一切認めない。

(2) プレゼンテーション審査の概要

- ① 日時:令和7年(2025年)10月上旬を予定。企画提案書に基づいた採点を審査

基準に則り行う。

※ 日程、時間等の詳細は、プレゼンテーション審査参加者全てに別途連絡する。

- ② 発表時間:30 分以内(プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答 20 分程度)とする。
- ③ 各プレゼンテーション審査終了後、必要であれば意見交換を委員同士で行う。
この意見交換後の点数変更は可能とする。
- ④ 2 提案者毎に 5 分間休憩時間を設ける。
- ⑤ 全提案者のプレゼンテーションが終了次第、各提案者の点数を確定し、優先交渉権者を確定する。
- ⑥ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ⑦ 企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面を投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページに記載されている事項かわかるように説明すること。
- ⑧ パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて、提案事業者で用意すること。本市は、スクリーン、プロジェクターおよび電源のみを用意する。プレゼンテーションは、本事業に携わる管理者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め 3 名以内とする。

(3) 審査基準

企画提案書及び見積書に沿って評価

項目	詳細	配点	視点
1. 基本的事項 (20 点)	1-1.事業運営に関する考え方 (様式第 4 号)	10	○応募の動機(理由)や運営に関する考え方が、施設の設置目的と委託事業の内容、受託団体公募の趣旨等を理解したものとなっているか。
	1-2.リスクマネジメント (様式第 4 号)	10	○苦情対応、事故及び災害等の緊急事態発生時などの危機管理体制が確立されているか。 ○個人情報漏洩防止策及び個人情報漏洩事故への対応が示されているか。
2. 実施体制・実績 (25 点)	2-1.実施体制 (様式第 4 号、様式第 5 号)	15	○実施体制に無理がないか。 ○配置予定人員の業務経歴、活動歴等が、設置目的や委託事業の内容に照らし、適切であるか。
	2-2.実績 (様式第 3 号、様式第 5 号)	10	○類似する業務の実績があるか。
3. 企画提案内容 (40 点)	3-①市民公益活動を推進するための事業の企画・実施業務 (様式第 4 号)	20	○仕様書の 3-①-(ア)「情報の発信の場の提供及び交流の場の提供」に関する内容について効果的な提案が盛り込まれているか。 ○仕様書の 3-①-(イ)「相談」に関する内容に

			ついて効果的な提案が盛り込まれているか。 ○仕様書の 3-①-（ウ）「情報の収集及び提供」に関する内容について効果的な提案が盛り込まれているか。 ○仕様書の 3-①-（エ）「講座の開催及び啓発事業の実施」に関する内容について効果的な提案が盛り込まれているか。
	3-②団体間の協働・連携を推進する業務（様式第 4 号）	10	○仕様書の 3-②-（ア）「市民等・団体・行政並びに市民等・団体相互の協働推進に関する事業」の内容が示されているか。 ○仕様書の 3-②-（イ）「中間支援組織の連携の推進に向けた事業の実施」の内容が示されているか。 ○仕様書の 3-②-（ウ）「事業者が行う CSR（企業の社会的責任）の推進事業等の実施」の内容が示されているか。
	3-③地域自治組織や地縁型組織の活動を推進するためのコーディネート業務（様式第 4 号）	10	○仕様書の 3-③-（ア）「地域自治組織形成支援に係るワークショップ等のコーディネート」の内容が示されているか。 ○仕様書の 3-③-（イ）「地縁型団体の情報発信及び交流の場の提供」の内容が示されているか。 ○仕様書の 3-③-（ウ）「地縁型団体の運営等に関する相談対応」の内容が示されているか。 ○仕様書の 3-③-（エ）「地縁型団体と市民公益活動団体とのマッチング並びに協働事業」の内容が示されているか。
4. 見積書（15 点）	4-1.コスト（様式第 7 号）	15	○見積価格
合計（100 点）		100	

※公募開始日から過去 3 年以内の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計点の概ね 5 % から 10 % を減点します。

（4） 審査結果の通知と公表

- ① 審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して文書で通知するが、審査経過は公表しない。
- ② 受託候補者(最優秀提案者、次点提案者)となった提案者にはその旨と点数を、その他の提案者には選外になった旨と点数を記載する。

- ③ 審査結果の通知は、令和 7 年(2025 年)10 月下旬予定。
- ④ 審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。
 - ・最優秀提案者の名称、採点結果の合計点及び提案額
 - ・最優秀提案者の選定理由
 - ・全提案者の名称、採点結果の合計点※提案者と採点結果の対応関係は記載しない。
※応募が 2 者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

1 2 提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(提出書類の追加や分割提出も認められません。)
- (4) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から指名停止措置を受けたもの
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 見積金額が 0 円だった場合
- (10) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (11) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (12) その他、募集要項の内容に違反した場合
- (13) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

1 3 契約の締結

- (1) 契約交渉は、最優秀提案者で行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と業務内容等を協議の上、業務委託仕様書を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 交渉の際、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印（必須）を押印した見積書（紙）を提出すること。
- (3) 本業務の受託者は契約保証金の納付または履行保証保険契約の締結を行うこととする。
 - ＜契約保証金の納付をする場合＞
契約金額（3 年総価額）の 100 分の 5 に相当する額以上を豊中市に納めること。
 - ＜履行保証保険の契約をする場合＞

契約金額（3年総価額）の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

- （4） 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。
- （5） 令和9年度以降の継続については、受託候補者と委託者双方協議の上、決定する。

1 4 留意事項

- （1） 本企画提案に係る費用は、豊中市は一切負担しない。
- （2） 審査部会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- （3） 受託候補者が、「3 参加資格」で記載された資格を失った場合又は「12 提案者の失格」により失格となった場合は、次点獲得者を受託候補者とすることがある。
- （4） 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。これらの問題が生じ場合、豊中市は一切の責任を負わない。
- （5） 「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守するとともに、「豊中市情報セキュリティポリシー」に準じて業務を遂行すること。
- （6） 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第8号）を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。
- （7） 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。

1 5 事務局(提出先)

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課 担当：三上・開発

T E L : 06-6858-2041 F A X : 06-6846-6003 E-mail : npo@city.toyonaka.osaka.jp